

公共土木設計業務等標準委託契約約款の改正について (1/2)

平成23年1月27日
国土交通省総合政策局
建設市場整備課

背景

- 国土交通省では、公共土木設計業務等標準委託契約約款(以下、「業務約款」とする)を平成7年5月に策定し、公共発注者等に対し、その積極的な活用を図ってきたところですが、業務約款を策定してから既に15年が経過し、その間、建設コンサルタント等を取り巻く環境が大きく変化してきました。
- また、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せなどの課題に対応するため、中央建設業審議会(以下、「中建審」とする)による公共工事標準請負契約約款の改正等が行われています。
- これらを踏まえ、今般、業務約款において、所要の改正を行いました。

改正の概要

- 業務約款については、昨年7月に中建審により改正決定された公共工事標準請負契約約款の改正内容のうち、業務約款においても盛り込むべきものを追加する。
- 平成7年に業務約款が策定された後、国土交通省の土木設計業務等委託契約書において、追加・修正された事項のうち、業務約款において反映すべきものについても追加する。

公共土木設計業務等標準委託契約約款の改正について (2/2)

改正内容

- (1) 発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えている恐れがあるため、「甲」・「乙」の略称表記を廃止し、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記する。
- (2) 受発注者間の対等性を確保する観点から、工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨明記する。(第22条関係)
- (3) 公共土木事業に係る設計業務等からの暴力団等の排除のため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団である場合等を新たに追加する。(第42条関係)
- (4) 発注者と受注者とが対等な立場に立って協議し、公共土木事業に係る設計業務等における紛争の未然防止や迅速な解決を図るため、受発注者間の協議の段階から、公正・中立な第三者(調停人)を活用することができる規定を新設する。(第46条関係)
- (5) 設計共同体に関する規定を新設する。(第1条関係)
- (6) 契約の締結と同時に、受注者が保証を付さなければならない規定を新設する。(第4条、第43条関係)
- (7) 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称等の通知を請求することができる規定を新設する。(第7条関係)
- (8) 部分払に係る規定及び債務負担行為に係る契約の特則を新設する。(第36条の2、第37条の2～第37条の4関係)